

令和 5 年 6 月 15 日現在

機関番号：32621

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2022

課題番号：18K01391

研究課題名(和文) 国際環境法上の予防アプローチに基づく海洋科学調査の規律の研究

研究課題名(英文) Regulation of Scientific Research Activities in the Ocean and the Precautionary Approach in International Environmental Law

研究代表者

堀口 健夫 (Horiguchi, Takeo)

上智大学・法学部・教授

研究者番号：10374175

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、国際環境法上の予防アプローチ(precautionary approach)の発展が、海洋の科学調査活動に対する国際的規律に及ぼす影響を与えつつあるか、解明することを目的とした。調査対象とした海洋汚染防止や海洋生物資源管理を目的とする条約体制の検討により、予防アプローチの採用は、商業目的の活動と同様、環境リスクを制御するための実体的・手続的義務の発展をもたらしつつあるだけでなく、活動が科学調査として認められるための条件や基準の発展も伴っているとの知見を得ることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

国際的な海洋環境保護の基礎となるデータ等を提供する一方、それ自体環境保護規制の対象となりうるという海洋科学調査の「二面性」をふまえて、その予防的規制に焦点を当てた本格的な研究は、国内外においてまだ乏しい。本研究の成果は、その基礎的な知見の提供に寄与することで、国際環境法における予防的アプローチの研究の進展に貢献している。またこうした研究は、海洋環境保護のための効果的な国際制度の構築・維持に不可欠であり、海洋国である我が国にとっても、意義があるものと考えている。

研究成果の概要(英文)：This study aims to elucidate how the development of the precautionary approach (PA) in international environmental law is influencing international regulation on scientific research activities in the ocean. An examination of the treaty regimes for prevention of marine pollution and management of marine living resources reveals that, with the adoption of the PA, not only are substantive and procedural obligations to control environmental risks from the research activities evolving, but also criteria for activities to be recognized as scientific research are developing.

研究分野：国際法、国際環境法

キーワード：国際法 国際環境法 海洋法 予防的アプローチ 海洋科学調査

1. 研究開始当初の背景（「研究の目的」についても併せて記述する）

本研究は、国際環境法上の予防アプローチ（precautionary approach）の発展が、海洋の科学調査活動に対する国際的規律に及ぼす影響を与えつつあるか、解明することを目的とする。予防アプローチとは、科学的に不確実な環境リスクへの対処を要求し、或いはそうした対処を正当化する環境規制の指針を指す（なお、我が国の国際法学の文献では precautionary approach は「予防的アプローチ（或いは予防的な取組方法）」と訳されることが一般化しつつあるが、本研究計画では「予防アプローチ」の訳語を用いて申請したため、本報告書でも後者で統一することとする）。

海洋の科学調査活動は、海洋に関する人類の知見を増進するという意味で正当な海洋利用であるだけでなく、海洋汚染防止や海洋生物資源管理に必要なデータ・知見を提供するという意味で、国際的な環境規制の発展に不可欠の活動でもある。だがその一方、そうした活動は、時に環境に対する重大なリスクを伴うため、それ自体も国際環境規制の対象となりうるという「二面性」をもつ。たしかに、調査活動による環境負荷は、他の人間活動による負荷や、自然現象の影響と比較して、一般的には小さいと考えられてきた。だが近年、特に予防アプローチを採用する条約体制において、海洋の一定の科学調査活動に対する規律が発展するようになってきている。例えば海洋投棄規制に関するロンドン条約体制では、気候変動対策として実施される海洋肥沃化活動（＝植物プラクトンによる二酸化炭素の吸収・貯留を高めるために硫黄鉄等を海に散布する活動）について、科学調査を目的とする場合に限りて各国の許可制の下で実施を認めるようになっており、その許可の発給に際しては、計画される活動が科学調査としての基本的条件を備えていることの確認や、海洋環境に対する影響の事前評価が求められるようになってきている（締約国協議会議決議 LC.LP1（2008年）等）。この規制の趣旨は、肥沃化活動の効果や影響について科学的に不確実性が残る状況において、当面は知見の増進に寄与しうる調査目的の計画に限りて、環境に配慮した形で実施を認めることにある。このようにロンドン条約体制では、一定の科学調査活動について、前述したような「二面性」をふまえた予防アプローチに基づく具体的規制の進展がみられる。

これまで研究代表者は、国際環境法における予防的アプローチの発展を主たる研究対象の1つとしてきたが、以上のようなロンドン条約体制の検討を経て、より広く海洋分野における予防アプローチの発展と、上記のような「二面性」を特徴とする海洋科学調査の規制との関係について、強い問題関心をもつようになった。実際に我が国も、例えばマグロ類や鯨類といった水産資源の調査漁獲（捕獲）に対する規制や、海洋保護区における科学調査活動の扱いなど、予防アプローチとの関係についても検討すべき問題に直面している。また、このような研究は、単に個別の条約体制の規則の解明に寄与しうるのみならず、海洋科学調査に関わる国際法の一般規則（国連海洋法条約の関連規則）の解釈にも示唆を与えるところが少なくないだろう。しかしながら、海洋での科学調査活動の予防的規制というテーマについては、国内のみならず、国外においても本格的な研究は今のところ乏しい（例えば、H Anna-Maria Hubert (2011) *The New Paradox in Marine Scientific Research: Regulating the Potential Environmental Impacts of Conducting Ocean Science*, *Ocean Development & International Law*, 42:4, 329-355）。そこで本研究では、予防アプローチを指針として採用する海洋環境分野の諸条約体制に着目し、海洋科学調査に対する規律の具体的展開に綿密な検討を加え、それらの法の発展をふまえて、関連する海洋法の一般規則の妥当な解釈への示唆を試みることにした。

2. 研究の目的

（上記1を参照）

3. 研究の方法

本研究は、基本的に以下のような方法・計画で進めていくこととした。第1に、海洋環境分野の諸条約体制の下での科学調査の予防的規制の展開について、主に商業目的の活動に対する規制との関係に着目しつつ、綿密な実証を行う。具体的には、海洋汚染防止や国際漁業管理に関わる条約体制を調査対象とし、関連する条約上の規則や、関係条約機関の決議・勧告、関係国の国家実行、さらには科学者間の内部規範等も射程に含めながら、詳しい検討を加える。また、海洋分野における科学調査の規制の特殊性（或いは非特殊性）をより明確にする目的で、南極や宇宙分野など、科学調査に関する規則が発展しているその他の条約体制も、比較対象として視野に入れることとした。

第2に、以上のような個々の条約体制の調査をふまえつつ、各条約体制を越えて妥当する海洋法の一般規則の発展に検討を加える。本研究では、個別の関連条約体制の詳細な検討によって、それぞれの問題領域における規律の特殊性を明らかにすると同時に、その一般性についても考察を加える。そのうえで、科学調査に関わる海洋法の一般規則（国連海洋法条約240条d項、192条等）について、既存の学説や起草過程等の検討もふまえつつ、予防アプローチに基づく近

年の法の発展を考慮した妥当な解釈を探求する。

4. 研究成果

本研究期間においては、予期せぬ新型コロナウイルスの流行に加え、研究代表者自身が長期にわたり体調を崩してしまった。研究期間の延長等でそれらの影響の軽減に可能な限り努めたものの、期間内に完了した調査・検討範囲は当初の予定より限定的となり、また特に研究成果の公表にやや遅れが生じている。

しかしながら、主な成果として以下の点について一定の知見を得ることができた。第1に、海洋関係の条約体制の検討をふまえると、海洋の科学的調査の「二面性」を反映して、予防アプローチには調査活動を正当化するという機能と、それを制限するという機能を確認できる。そして第2に、前者の正当化機能は、同一の活動が商業目的であれば制限されているにも関わらず、科学調査目的であれば正当化されるという特別な意味において見出され、それは科学調査として認められるための条件や基準の発展をもたらしつつある。それらの条件・基準の発展は、商業目的の活動に対する予防的規制の抜け穴として、科学調査が濫用されることを防止する趣旨であると整理できる。もっとも、そうした科学調査であるための条件・基準については、ロンドン条約体制下の海洋肥沃化活動の文脈での条件・基準が参照される傾向をある程度見出しうるものの（例えば日本の調査捕鯨許可の合法性が争われた南極海捕鯨事件では、豪州がロンドン条約体制における条件等に言及した）条約体制を越えた一般的内容を見出すことは、現状では必ずしも容易ではないと結論せざるをえない。第3に、後者の調査活動を制限する機能については、少なくとも汚染に該当しうる活動については、環境影響評価の実施など、商業目的の場合と同様、一定の手続（意思決定プロセス）を義務づける予防的規制が発展する傾向を指摘できる。他方、水産資源の捕獲・漁獲を伴う調査活動については、調査目的に不必要な漁獲は許されないとする実体的な規律（活動自体の制限）の発展もみられる

また、個別の条約体制の検討をふまえた、国連海洋法条約の関連規定の解釈への示唆として、第1に、海洋法条約においても、その第13部の規則をめぐって、海洋の科学調査の定義や条件が従来議論とされてきたが、それは商業的活動に対する予防的規制の実効性確保（抜け穴の防止）とは異なる課題（基本的には沿岸国と活動国の利益との調整）を念頭に置くものであったことに、十分注意する必要がある。第2に、国連海洋法条約上の海洋科学調査に厳密に該当するか否かに関わらず、海洋環境への負荷を伴う調査活動は、同条約第12部の環境保護規則の適用対象となるという解釈がやはり妥当と考えられるが、少なくとも汚染防止と水産資源管理の文脈では、適用規則やその解釈が異なりうる。

前述のように、海洋の科学的調査に対する予防的規制というテーマについては、日本の国内・国外において本格的な研究はまだ乏しい。本研究は、当初の計画よりはやや限定的なものとなったが、その成果は上記のテーマに関する基礎的な知見を提供しうる。上で言及した南極海捕鯨事件についての国際司法裁判所判決（2014年）の再検討など、さらに論文の形で成果をまとめていきたいと考えている。また、本研究期間において扱えなかった調査対象（例えば深海底におけるバイオプロスペクティングの規制）や、検討事項（「基礎研究（調査）」/「応用研究（調査）」といった従来の類型と関連規則の再検討等）については、その研究は今後の課題としたい。

（以上）

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 堀口健夫
2. 発表標題 予防的アプローチに基づく生物資源保存義務の発展と日本の国内実施
3. 学会等名 国際法学会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 大久保規子他編（堀口健夫他著）	4. 発行年 2019年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 15
3. 書名 『環境規制の現代的課題』（執筆論文「国際漁業管理における予防的アプローチ」）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------